

## 大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計業務委託募集要項

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和6年6月21日

### 1 事業の趣旨・目的

石川県は、「祭り」や「食文化」など本県の多彩な文化の魅力、国際文化交流による平和へのメッセージ、令和6年能登半島地震からの復興に取り組む姿を国内外に発信することを目的に、大阪・関西万博（以下、「万博」という。）の催事に出席することとしている。

この催事出展の展示企画・運営の基本設計について、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するため、企画提案型の公募型プロポーザルを行う。

### 2 業務概要

- (1) 委託名 大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計業務委託
- (2) 委託内容 別添「大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託金額 上限2,500万円（消費税及び地方消費税含む）

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 前述（2 業務概要）の業務内容を実施することができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度、契約締結までに競争入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結の日までの期間において、石川県から指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込書提出期限の1か月前までに納期限の到来した国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 本業務に応募しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の

申し立てが行われている者でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ① 石川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者。
- ② 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は代表者及び役員を言う。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者。
  - ア. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - イ. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - ウ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - エ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者。

#### 4 参加手続き

##### (1) スケジュール

6月21日（金）	公募開始
7月 1日（月）	質問書の提出期限
7月 5日（金）	参加申込書の提出期限
7月12日（金）	申請書類の提出期限（後述5参照）
7月下旬	プレゼンテーション審査会（後述6参照）
7月下旬	優先交渉権者の決定（後述6参照）

##### (2) 質問の受付および回答

本要項や資料の内容等についての質問は、簡易な内容確認を除き、「質問書」（様式3）により提出するものとする。

###### ① 質問期限

令和6年7月1日（月）15時まで

###### ② 提出方法

電子メールで提出（件名は「大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計業務委託に関する質問」とし、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。）

③ 回答期限および方法

回答は令和6年7月4日（木）を目途に、質問書を提出した全ての者に対し、電子メールにより通知する。

④ その他

本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれのある質問等には回答しない。

(3) 応募費用の負担

応募に際して必要となる経費は、すべて応募者の負担とする。

(4) 担当部局

各種書類の提出先、質疑先および受付期間は次のとおりとする。

- ・ 所 属：石川県商工労働部産業政策課 基幹産業・食文化推進グループ
- ・ 住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎12階
- ・ 電 話：076-225-1507
- ・ 電子メール：syokou@pref.ishikawa.lg.jp
- ・ 受 付 期 間：土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

5 申請書類の内容および提出方法

(1) 申請書類

本企画提案へ参加を希望するものは、以下の書類を提出すること。

	書類名	部数
1	参加申込書（様式1-1） ※共同事業体の場合は、参加申込書（様式1-2） ※令和6年7月5日（金）15時までに提出すること	1部
2	会社概要（様式2）	1部
3	定款または寄付行為	1部
4	直近3年間の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類）	1部
5	都道府県税の納税証明書	1部
6	消費税および地方消費税（国税）の納税証明書	1部
7	企画提案書（後述(2)参照）	17部
8	本業務委託の見積書	17部

(2) 企画提案書の内容

別添の仕様書に基づき、以下（ア）～（オ）の項目を所定枚数以内で整理して提案

すること。（表紙は含めず、両面印刷の場合は2枚とみなす。）文字サイズは10ポイント以上とし、ページ番号を記載すること。過去3年間に、当該業務と類似の業務実績があれば、記載すること。

(ア) 展示企画基本設計、運営基本計画策定の基本的な考え方【A3版1枚以内】

(イ) 展示企画基本設計の提案【A3版各10枚（計20枚）以内】

以下の内容を盛り込んで提案すること。

- ・能登半島地震からの復興を図る姿を国内外に向けて発信するための工夫
- ・インバウンドを中心に、国内外から石川県への誘客促進と県産品の販路拡大につなげるための工夫
- ・来場者を石川県の催事会場へ誘導するための工夫
- ・各催事内容（「食文化」と「祭り」）のイメージ図

(ウ) 業務実施体制【A3版1枚以内】

(エ) 業務実施スケジュール【A3版1枚以内】

(オ) 概算見積書【様式任意・枚数指定なし】

- ・本業務委託（大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計）に係る経費と、石川県催事出展に係る経費（基本設計費は除く）は分けて記載すること
- ・万博協会による会場の施設使用料や共益費など、本業務委託及び石川県催事出展に要する全ての経費を含めて記載すること
- ・積算内訳も可能な範囲で記載すること。

#### 【補足事項】

- ① 企画提案書は、（様式4-1）を表紙とし、表紙の次に企画提案書概要（様式4-2）を添付すること。
- ② 表紙、企画提案書、費用（概算）以外の様式は、A3版で横書き、左綴じとすること。
- ③ 企画提案書等は返却しない。
- ④ 必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。

(3) 提出期限

令和6年7月12日（金）17時まで

※参加申込書は令和6年7月5日（金）15時まで

(4) 提出場所

4の(4)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、併せて電子データも提出すること。郵送の場合は上記の提出期限必着とする。

(6) 留意事項

一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

6 評価・選定方法

(1) 評価の方法等

企画提案の審査にあたっては、有識者等で構成する「大阪・関西万博催事出展基本設計事業者選定委員会（仮称）」（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、以下について、総合的に評価・審査する。

項目	主な評価内容
催事出展	本県が万博の催事に出席する意義（特に能登半島地震からの復興に取り組む姿の国内外への発信）を踏まえた提案内容となっているか。
	実現可能性が高く具体的で、独自性が高く効果的な提案内容となっているか。
	インバウンドをはじめとする本県への誘客促進や県産品の販路拡大などにつながるような工夫が盛り込まれた提案内容となっているか。
	多言語対応など、国内外の来場者の安全・安心についての方針が適切に盛り込まれた提案内容となっているか。
実施体制・スケジュール	提案内容を適切に遂行できる実施体制（人員配置等）を構築しているか。
	提案内容を適切に遂行できる具体的なスケジュールが設定されているか。
実績	提案内容を適切に遂行できる専門性や過去の実績を有しているか。
経費	費用対効果の観点から、提案内容を実現するための費用が盛り込まれた適切な経費となっているか。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション

企画提案書を提出したものに対し、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合がある。詳細については、対象者に別途通知する。

- ① 実施日：令和6年7月下旬
- ② 実施場所：石川県庁
- ③ 実施方法：提出した企画提案書に基づき、説明及び質疑応答を行う。

④ 出席者：統括責任者および担当者等（3名以内）

(3) 選考に関する事項

- ① プレゼンテーション後、選定委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ② 選考結果については、各応募者全員に書面により通知するものとする。
- ③ 委員会は非公開とし、選考結果や審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

(4) 優先交渉権者との協議

選定委員会で選定した最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約に必要な協議を実施する。なお、具体的な業務委託内容は最優秀提案者の企画提案書をもとに、県と協議のうえ決定する。

(5) 最優秀提案者を選定できなかった場合の措置

審査の結果、基準を満たす提案が無かった場合、または応募が無かった場合は、再公募とする。

(6) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、優先交渉権者に次いで評価の高かった者を改めて優先交渉権者とし、業務委託契約に必要な協議を実施する。

7 応募に係る留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・募集要項に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負う。

(3) 複数提案の禁止

応募者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

(4) その他

- ・応募者は企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとす  
る。
- ・本業務の受託者は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・本県が取り組む万博出展事業は、次年度にわたり実施するもの（ただし、当該業  
務に係る予算成立が条件）であり、履行期間中に事業評価及び検証等を行ったう  
えで、翌年度以降も今年度の受託者と契約を行う場合がある。
- ・本業務の受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、  
いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。